

荒川流域エリア・ワーキング 規約

(趣旨)

第1条 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（以下「協議会」という）規約の第6条の規程に基づき、「荒川流域エリア・ワーキング」（以下「ワーキング」という）を設置する。

(目的)

第2条 ワーキングは、協議会の目的達成に向けて、関係者が連携・協働して取り組みを推進するための意見交換を行い、結果を協議会へ提案・報告することを目的とする。

(内容)

第3条 ワーキングは、以下の事項について意見交換を行う。

- 一 荒川流域エリアにおけるエコロジカル・ネットワーク推進のための行動計画(アクションプラン)の作成に関する事項
 - (1) アクションプランとは、河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生によるエコロジカル・ネットワークの形成、また、それらを活用した地域振興・経済活性化を推進するため、協議会関係者が各自で実施可能な施策としてアイデアを出しあい、単独、あるいは連携・協力して行うことが望まれる内容を取りまとめたものである。
 - (2) アクションプランの内容は、プランに定める実行期間において、協議会関係者が、可能な範囲で、連携・協力・調整するなどして推進するものとする。
- 二 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 ワーキングは、別表に掲げる委員及び団体をもって構成する。ただし、必要に応じ委員及び団体を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、それぞれの専門分野や経験等を活かして、アクションプラン作成に係る意見交換を行う。
 - ・学識経験者： 学術的な知見・経験から助言を行う。
 - ・関係自治体・関係行政機関・市民団体等：
学識経験者からの助言及びそれぞれの専門分野から得られた経験や知見の共有により、目指すべき将来像・目標、および目標を達成するための取り組み・実践手法に関する意見交換を行う。

(座長)

第5条 ワーキングには座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総括し、ワーキングを代表する。
- 3 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングは、座長の指示により事務局が召集する。

- 2 各団体からの出席者はその構成員1名とする。
- 3 ワーキングは、必要に応じてワーキングの委員以外に意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 ワーキングの事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が行うものとし、ワーキングの運営に関して必要な事務処理を行うものとする。

(情報公開)

第8条 ワーキング及びワーキング資料は原則として公開とし、公開の方法については協議会傍聴要領に準ずるものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和2年10月26日から施行する。

荒川流域エリア・ワーキング
委員名簿

(敬称略、学識経験者/民間団体 五十音順)

構成	団体名等	氏名
学識 経験者	埼玉大学 名誉教授	浅枝 隆
	(公財) 埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園 副園長	高木 嘉彦
	(公財) 東京動物園協会 総務部 教育普及センター所長	日橋 一昭
	東邦大学 理学部 教授	長谷川 雅美
市民 団体	特定非営利活動法人 荒川流域ネットワーク 理事	川島 秀男
	特定非営利活動法人 鴻巣こうのとりを育む会 代表理事	伊藤 鏑義
関係 自治体	鴻巣市 環境経済部 環境課	
	桶川市 市民生活部 環境課	
	北本市 市民経済部 環境課	
	川島町 農政産業課	
	吉見町 農政環境課	
関係 行政機 関	埼玉県 環境部 みどり自然課	
	埼玉県 農林部 農村整備課	
	埼玉県 県土整備部 水辺再生課	
	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	

- ・オブザーバー： 国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課
- ・事務局： 国土交通省 荒川上流河川事務所 河川環境課